

準中型自動車・準中型免許の新設

《平成29年3月12日施行》

福井県警察本部交通部運転免許課

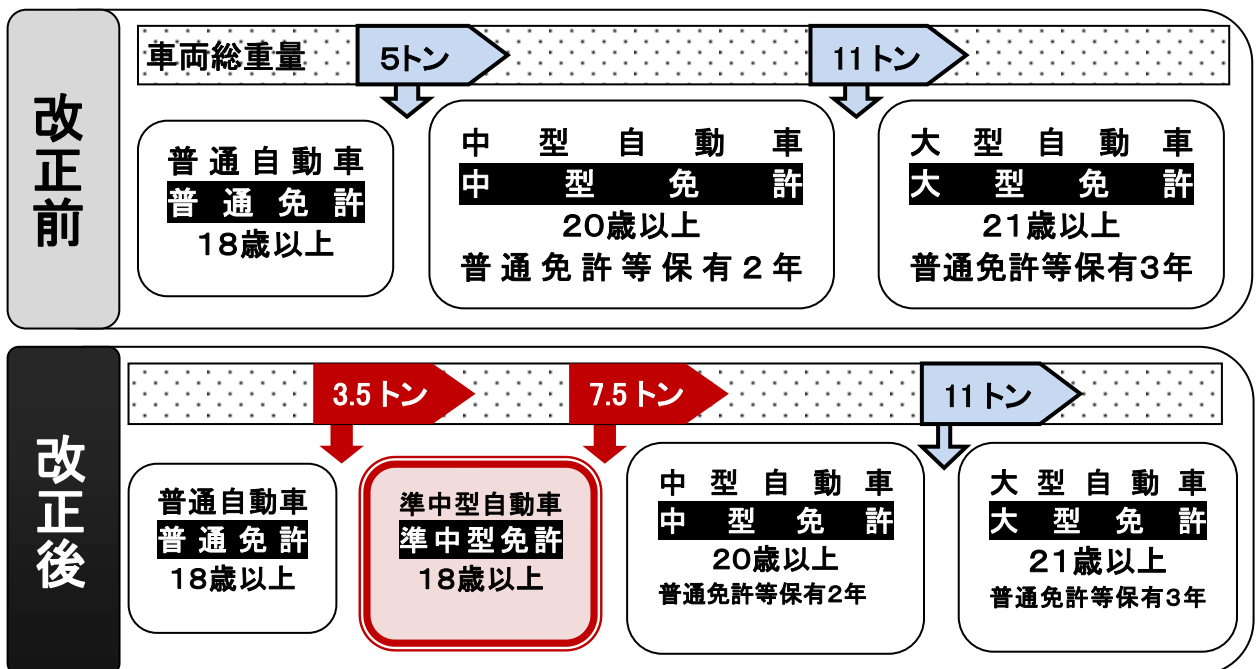


～道路交通法改正の趣旨～

物流情勢の変化により、物流の中心となる最大積載量2トンの貨物自動車が保冷設備業の架装により、車両総重量5トンを超えることが多くなっています。

中型免許の取得可能年齢が20歳以上であることから、これらの車両を高校卒業後、間もない者が運転できないため、これらの者の就職にも影響を及ぼしているなどの指摘があり、全国高等学校長協会、全日本トラック協会などから警察庁に対して制度の見直しについての要望が寄せられていました。

このようなことから、貨物自動車にかかる事故防止対策を一層推進しつつ、社会的要請にも応えた制度とするため、今回の改正により下記のとおり見直されました。



- 準中型免許は普通免許を持っていない場合でも、18歳から受けることができます。
- 現行の普通免許は、車両総重量5トン未満の限定が付された準中型免許とみなすこととされています。
- 現在の普通免許(車両総重量5トン未満の自動車を運転可能、平成29年3月11日までに取得)を持っている方であれば、法施行後、技能4時限と審査を受けると、準中型免許の限定解除(車両総重量7.5トン未満の自動車を運転可能)をすることが可能となります。

